6　傍聴の申込み

⑴　傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年令及び「京成電鉄株式会社の鉄道旅客運賃上限設定認可申請事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお申込みください（ただし、１人１通に限ります。）。

⑵　傍聴人の人数は100人以内とし、申込者多数の場合は、平成22年１月６日（水）までに到着したもののなかから第三者の立会いによる抽選により選定します。

⑶　傍聴券（平成22年１月26日（火）及び平成22年１月28日（木）の二日間有効）は、平成22年１月15日（金）に発送します。

7　申請書その他の関係書類の閲覧場所

公述しようとする方は、当該事案の申請書その他の関係書類については、平成21年12月21日(月)から平成22年１月25日（月）までの間、公述申込書及び公述書等に係る文書については、平成22年１月７日（木）から平成22年１月25日（月）までの間、それぞれ土曜日、日曜日、祝日及び平成21年12月29日（火）から平成22年１月３日（日）までの年末年始を除き毎日午前10時から午後５時まで、下記の場所において、閲覧することができます。

記

⑴　運輸審議会審理室　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　合同庁舎第２号館

⑵　関東運輸局鉄道部　神奈川県横浜市中区北仲通５の57　横浜第２合同庁舎

8　公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9　その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局総務課運輸審議会審理室(03―5253―8111(内線53―515))にお問い合わせください。

閣議

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月十七日（木）

○一般案件（抜粋）

一　平成二十二年度の防衛力整備等について（決定）(内閣官房)

公告

諸事項

押収物還付公告の取消

多治見区検察庁検察官

下記押収物還付公告は、取り消す。

記

平成21年６月24日官報（号外第133号）61ページ３段掲載平成20年検第100661号建造物侵入被告事件（平成21年領第96号）

押収物還付公告

多治見区検察庁検察官

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条の規定により公告する。受還付人は、同条第２項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

平成20年検第100661号建造物侵入被告事件（平成21年領第96号）　1．容器４個。2.現金92,144円。3．小銭入れ１個。4．古銭（一銭硬貨19枚、一円硬貨２枚、一厘硬貨１枚、半銭硬貨１枚、五銭硬貨８枚、十銭硬貨８枚、五十銭硬貨７枚、旧五十銭紙幣１枚)。5．外国硬貨(アメリカ１ドル１枚、アメリカ１セント３枚、アメリカ10セント２枚、アメリカ25セント１枚、アメリカ50セント１枚、韓国10ウォン２枚、韓国50ウォン１枚、韓国100ウォン４枚、ドイツ10ペニヒ１枚、ドイツ50ペニヒ１枚、イタリア50リラ１枚、ドイツ２マルク１枚)。6．中国旧貨幣４枚。7．硬貨ようのもの９枚。8．外国硬貨ようのもの１枚。9.テレホンカード５枚。10．財布１個。11．メダル１個。12．指輪11個。13．ブローチ１個。14.ネックレス６本。15．勲章ようのもの４個。16．図書券９枚。17．商品券10枚。18．包装紙１枚。19．封筒９枚。20.札入れ３個。21．ケース１個。22．外国紙幣（中国壹圓１枚、中国伍圓２枚、中国拾圓２枚、韓国5,000ウォン１枚、韓国10,000ウォン１枚、アメリカ１ドル１枚)。23．お年玉切手シート38枚。24.切手270枚。25．ふるさと切手アルバム１冊。26.袋２枚。27．はがき14枚。28．腕時計３個

工場財団

岩手県大船渡市大船渡町字野々田５番地の１**太洋産業株式会社**の釧路市昭和中央１丁目186番地６太洋産業株式会社釧路工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年12月21日　　釧路地方法務局

江津市浅利町150番地**江津ウィンドパワー株式会社**の江津市浅利町２番地13江津東ウィンドファーム風力発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年12月21日

松江地方法務局浜田支局

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第42条第２項及び第３項の規定により公示する。

平成21年12月21日

文部科学大臣　川端　達夫

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

神奈川県横浜市

異議申立人　矢下　　勝

2　公示事項

異議申立人から平成20年７月６日付けでなされた異議申立てに対する決定書の謄本は、東京都千代田区霞が関３丁目２番２号文部科学省大臣官房総務課文書情報管理室情報公開・個人情報保護係で保管されており、いつでも異議申立人に交付するので、その受領方申し出られたい。

（備考）決定の主文及び年月日

決定の主文　本件異議申立てを棄却する。

決定年月日　平成21年11月30日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第９５０号

神奈川県川崎市川崎区本町１丁目５番地３ライフレビュー川崎ステーションフロント803

申立人　三浦　秀樹

本籍東京都品川区戸越５丁目14番、最後の住所川崎市宮前区犬蔵２丁目33番１号　ヒルデモアたまプラーザ336、死亡の場所川崎市宮前区、死亡年月日平成21年８月10日、出生の場所東京府東京市下谷区、出生年月日大正14年６月20日、職業無職

被相続人　亡　冨村　くめ

事務所川崎市川崎区宮本町５番地１パシフィックパレス川崎宮本町501号

相続財産管理人　弁護士　田中　学武

横浜家庭裁判所川崎支部

平成２１年（家）第９８４号

東京都墨田区墨田３丁目29番10号

申立人　山﨑　裕人

本籍東京都足立区本木東町22番地１、最後の住所東京都大田区萩中２－４－８　パーソンズＡ702、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日平成21年５月13日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和29年２月17日、職業不動産業

被相続人　亡　瀬田　隆司

事務所川崎市川崎区榎町１番１号　川崎センタービル６階

相続財産管理人　弁護士　高柳　　馨

横浜家庭裁判所川崎支部

平成２１年（家）第１５０９３号

新潟県新潟市東区船江町２丁目11番27号

申立人　西木　貞子

本籍新潟県新潟市中央区笹口23番地、最後の住所新潟県新潟市東区大山２丁目10番３号、死亡の場所新潟県新潟市東区、死亡年月日平成20年６月１日頃から10日頃までの間、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和35年１月26日、職業無職

被相続人　亡　長谷川　修

事務所新潟県新潟市中央区蒲原町２番31号

相続財産管理人　司法書士　岡村　孝平

新潟家庭裁判所